

反障害通信

22. 5. 18

119号

そもそも 学校（——公教育）とは何だろう？

はじめに

山田洋次監督の夜間中学を描いた「学校」という映画で、先生が生徒たちに「学校って何を学ぶところ？」と問いかけ、それに「幸せって何かを学ぶところ」と生徒が答えるシーンがあり、そのことが印象に残っていました。一方で、テレビに出ている右派政治家が、日本の過去の植民地支配や戦争の責任の話がでていいるときに、「いいこともあった」とか「一体いつまで謝ればいいのか」という発言が出ていて、一体、このひとたち（歴史修正主義者と規定されるひとたちですが）は、学校生活の中で何を学んだのだろうか、と言う思いも抱きました（註1）。そこから、今回のこのタイトル「そもそも 学校（——公教育）とは何だろう？」という文を書き置きたいという思いが出てきたのです。また、この「通信」の「映像鑑賞メモ」で学校を巡る二つのメモを書きました。そのこととこの項がつながっているのです。

イリイチの『脱学校の社会』から

既成の観念を覆すような文を書き続けているイリイチが、ポスト構造主義にリンクするような脱構築的な文をかいています。「自然に帰れ」的な指向なのですが、そういう中で、学校教育ということへ疑問を呈し、『脱学校の社会』という本も出しています。それは、わたし的な解釈も含めてざっくり言ってしまうと、学校教育自体が「子どもの社会化」ということを突き出しながら、実は洗脳的な教育をしているという話になっていきます。その端的な例が愛国心教育です。

愛国心教育という偏向教育

かつて、自民党文教族は自民党内右派を形成し、日教組を「偏向教育を進めている」と批判していました。そして、日教組大会に右翼が街宣車で妨害行為を行い、そして右翼のテロによって、天皇制批判や政府批判を封じ込めてきた歴史もありました。そういうなかで、教育関連法の改悪や君が代・日の丸の法制化を進め、愛国心教育を法制化しました。今日のグローバル化世界において、愛国心教育などアナクロだというとならえ方が出てくると思うのですが、どうもそうではないようです。それは民主主義を標榜するところでも、王制とか天皇制などが存在し続けているおかしさにも通じる事です。日本政府は、愛国心教育を他の国もやっていることだと主張して、法制化しました。それは、確かに国家があるところでは、愛国心を煽るのが常態になっています。さらに、政権が危機に陥ると愛国心やナショナリズムを煽りながら戦争を始めるという歴史もありました。国家主義的なことを批判する運動なしには、民主主義や反差別はなしえないのです。民主主義の反対語の一つは、国家主義なのです。国家主義的な突き出しをするひとたちに民主主義を標榜する資格はないのです。

資本主義社会における公教育とは何か？ それでも、公教育のもつ意義？

さて、そもそもマルクス派が様々な学において、労働力の生産・再生産活動としての家事や教育をとらえ返してきた功績があります。

そのことは前々項のイリイッチの公教育批判とリンクしています。

学校が、学歴社会の中で、自分が他者を蹴落として、偏差値の高い学校に入り、一流企業やハイキャリアの国家公務員、給料の高い会社に入るための「受験戦争」の道を進んでいく過程での受験技術を学ぶ知識の詰め込み教育の場になってしまっています。

一方で、多くの場合労働が協働になっていて、他者と闘うだけではなく、協調性も求められるという矛盾を抱えさせられています。そこでは、表面的な友情関係と競争原理による敵視というアンヴィヴァレントな関係性になっていきます。そこで、いかに表面的にうまくやっていくかを学ぶ、体制や権力を持ったものに付度していく「技術」を学ぶ場にもなっていきます。感受性の豊かな子どもにとって、耐え難き関係性になっていくのです。そこで、いじめや学級崩壊にいたり、そこを巧くやれない（ごまかしが嫌いなど）、感受性の豊かな子は不登校になっていくこと出てきます。(註2)

しかし、公教育を否定してしまうと、学びの機会をなくしがちですし、他者とのふれあいの場自体も喪失し、民衆が自らが抱えさせられている問題をとらえ返していく機会をなくし、また民衆同士の繋がっていく機会もなくしてしまうことにもなりかねません。

今日、自民党や右派の国会議員たちを見ていると(註3)、まさに、表面的な人間付き合いしかしてこなかった、人間関係がなっていない、むしろ根本的に人間関係を学び直す教育を受け直した方がよいというようなひとたちを見てしまいます。

インクルーシブ教育という突き出しや不登校問題での実践から学ぶ

さて、わたしは障害問題での当事者性をもっています。その立場から、「公教育のもつ意義」というところで、インクルーシブ教育ということの実践から、その意義を突き出し得るとの思いから文を書いてみようと思います(註4)。

今の学校教育は、今の社会——「資本主義社会」は、競争原理に支配されている社会です。ですが、そのことを前面に出してしまうと、殺伐たる闘いの場になってしまいます。だから、友情とか友愛とかという標語が出てきます。しかし、競争原理的闘いと、友情——友愛がどう併存し得るのでしょうか？ 大抵の場合、ごまかしの一時的・表面的な併存としてしかありえません。

そのようなところから抜け出す、すなわち競争原理のようなことに違和を感じ、あがらい、抜け出している、抜け出そうとしているひとたち、それが「問題児」とされたり、「障害児」をとりまく関係性であったり、不登校児をとりまく関係であったりするのではないのでしょうか？

だから、そのような取り組みの中にこそ、矛盾を解決し得る、差別のない未来社会の像が描かれ、そして解決の道筋が示されていくのだと言えます。

まとめ

ではどうするのか、そもそも社会の矛盾の中における教育の矛盾なのですから、結局は社会を変えるという大きな方針しかないのです。それでも、未来にかけるだけでなく、現実はどうするかということで、わたしは現行のなかで、矛盾の極というようなことと、ひ

とつの指針になるようなとりくみのようなことと二極化していくのではとも考えてしまいます。

競争原理にのっとった、周りは敵だというところで生きていくか、それとも、そのような競争原理を否定して（そのことは、一定）ひとひとの共同的关系をどう作って行くのか、そしてそのようなところで新たな社会を作って行くことを模索する道を選択するということです。

冒頭にあげた山田洋次監督の「学校」という映画が問いかけたことはまさに後者の提起なのです。

わたしは、学校教育——公教育に一番必要なことは、ひとひととの関係を学ぶことだと思っています。少なくとも、自分が傷つけられるより、傷つけることを恐れる、自分の言動によって「他者」を傷つけることは決してしない、いろんな「他者」の立場をとらえ返す、という思いをもったひとを育てるのが教育の役割ではないかと考えています。

(註)

1 政治も、その基礎に人間関係があり、そこから政策を立てていくことなのですが、そもそも謝罪している立場で、「いつまで謝ればいいのか」という発言は、それまでの謝罪リセットし、火に油を注ぐ発言になるというようなことは、小学校の生活の中で学ぶようなことです。

2 今号「たわしの映像鑑賞メモ 066／・日本テレビ・ドキュメント'22「学校ってなんだろう？——私の居場所検証——」 2022.5.2 00:55～01:25」参照

3 このことは、「日韓併合のなかでいいこともあった」とか、「いつまで謝ればいいのか」とかいう前出の発言が出ています。これは、人間関係の基本中の基本——相手の立場になって考えることができないひと、「痛み」というところで想像力の働かないひとたちの発言なのです。今、現在、ウクライナ侵攻の問題で、戦争や植民地支配ということがいかにひとを傷つけているのか、国家主義的なことが何をもたらしていたのか、また「強大な国家」という二重の共同幻想で、ファシズム的な戦争に至っているところをとらえると、まさにひとひととの関係を基礎に置いた政治の必要性が求められているのだと思えるのです。

日本においても、自分が自分の政策にいかにか利用するかということしか考えていないから、憲法改正とか核共有化とかいうどさくさまぎれの恐ろしい議論が出てきます。そこに傷ついているひとたちがいて（これからも出てくる）どうするのかということを考えない、ひとの生死をないがしろにする政治がはびこっていくのです。

かつては、公教育の場で、謝罪とか責任とかについて、きちんと子どもに考えさせる教育をしていた教員がいました。共同性の問題を「愛国心教育」にすりかえることによって、教員自体がちゃんと考えない、子どもにもそのようなことを提起できなくなっているのは、としか思えないのです。

4 また、今号「たわしの映像鑑賞メモ 065／・TBS「報道特集——検証…戦争プロパガンダのウソ、インクルーシブ教育は今」 2022.4.23 17:30～18:50」の後半参照。また「註2」のメモも参照。

(み)

（「反差別原論」への断章）(47) としても）

読書メモ

前回のマルクスの歴史三部作で取り上げた最初の二つに続いて、今回は『フランスの内乱』です。これは、プロレタリアートの階級独裁から社会主義へ移行し、そして共産主義への道をどう進めていくのかというところで、その最初の試みとしての「パリ・コミューン」の試み、それは結局敗北したということで、一応成功したとしてとりあげられるロシア革命に比して、後景化されるか、無視されてしまうのですが、それでもむしろ、ロシア革命の負の要因も指摘され、批判されることに対し、ひとつの大きな提言をなしていることとして、この著は押さえられることです。この読書メモ自体では、掘り下げ得ていないのですが、今後の論考の一里塚的にこのメモを残します。

たわしの読書メモ・ブログ 591

・マルクス／木下半治訳『フランスの内乱』岩波文庫（岩波書店）1952

マルクス歴史三部作最後です。パリ・コミューンを取り上げています。パリ・コミューンは、「たわしの読書メモ・ブログ 512／・H.ルフェーヴル『パリ・コミューン〈上〉〈下〉』岩波書店 1967 1968」でとりあげています。ちょうどこの本を再読しているときに、プーチン・ロシアのウクライナ侵攻が起きていました。それをどうとらえるのかということにおいて、いろんな議論が起きているのですが、マルクスのこの本での晋仏戦争へのとらえ方がまさに、マルクス派の原則的定式として今も生かされうることだと思います。それは、「われわれはあらゆる戦争に反対する、が、なかならず、君主の戦争に反対する。」27P ということで、それを、今回のウクライナ戦争でいえば、「すべての戦争に反対する、が、なかならず、ファシズム戦争に反対する」となるのだと。

パリ・コミューンは一時的であれ（七二日間）、政権を握った初めての労働者政府なのです。実は、マルクスの影響力があったグループは、このパリ・コミューンで主導性を発揮したわけではなく、プルドン派やブランキ派のアナーキストが勢力的にも強かったということです。そもそも、国際労働者協会総務委員会（第一インターナショナル）の場がマルクス派とアナーキストのせめぎ合いの場にもなっていたのですが。

もうひとつは、パリ・コミューンの敗北の教訓化としてその後のマルクスの流れを組む人たちの間で、運動論・組織論が論争され、ロシア革命の後、「負けたパリ・コミューンやドイツ革命——勝利したロシア革命」という対比のなかで、「マルクス・レーニン主義」の党建設——革命論が宣揚されていくこととなります。ただ、一九九〇年を前後するソヴェト連邦の崩壊の中で、パリ・コミューンに遡った原則のようなことのとらえ返しと、運動論・組織論が問題になっていきます。

いくつもの定式・提言

この本の中で、運動論・組織論のマルクスの原理論的なものが突き出されています。①マルクスの当初の時期尚早論とその撤回、パリ・コミューンの文献を何度も読み返していたというレーニンの「帝国主義（間）戦争を内乱に」というテーゼ②「労働者階級は単にでき合いの国家機関を掌握して、それを自分自身の目的のために使用することはできない。」90P という定式③エンゲルスの序文「プロレタリア独裁とは何か、パリ・コミューン見よ」というテーゼ④インターナショナリズム

敗北の要因

敗北の要因を、そもそもまだ機が熟していなかった、と押さええますが。具体的にもっとなせることがあったということでは、①ベルサイユに攻め上らなかった。②捕虜の虐殺への対応。③金融機関を握らなかった、とあげています。①に関しては、フランス語版の訳者で、マルクスの娘の連れ合いのロンゲがそれだけの力かなかったと、補正しています。②は微妙です。そもそも、左派に報復という概念が出来うるのかという問題があるのです。③は、このことの教訓として、ロシア革命の金融機関の占拠をしていくのですが、パリ・コミューンのときに、これをなしていても、早晩占拠の解除はなされていたでしょう。最初に目次をあげておきます。

目次

訳者序

改定のことば

国際労働者協会総務委員会の戦争に関する宣言

一八七〇年七月二十三日の第一宣言

一八七〇年九月九日の第二宣言

国際労働者協会総務委員会の宣言（フランスの内乱）

ドイツ版「内乱」第三版にたいするエンゲルスの序文

エンゲルスの序文の若干の点について シャルル・ロンゲ

附録

パリ・コミューン資料文書集 アメデ・デュノア編ならびに註

プロローグ

第一篇 コミュューンの意義

第二篇 市民戦

エピローグ

パリ・コミューン資料文書集補遺 訳者編

解題

さて、簡単に切り抜きメモを残します。

訳者序

『フランスの内乱』は、マルクスによって英語で書かれた、英語版が原本であるという説を訳者がとりあげています。

国際労働者協会総務委員会の戦争に関する宣言

一八七〇年七月二十三日の第一宣言

「一八六四年十一月の国際労働者協会の設立の辞において、われわれはいった。——「もし労働者階級の解放が、彼らの友愛的協力を要求するものとすれば、彼らは、犯罪的目的を追求して国民的偏見を利用し海賊的戦争において人民の血と財貨とを乱費する外交政策を前にして、いかにその偉大な使用を遂行すべきであるか？」と。われわれは、インタナショナルが目標とする外交政策を次ぎのような言葉を以て定義した、——「私人関係を支配すべき道徳と正義との単純な諸法則を、諸国民の交際の最高法則として擁護する」と。」

19P・・・自民党の歴史修正主義者の「いつまで謝罪すればいいのだ」という発言に対する批判の内容として参照

「ルイ・ボナパルトとプロシヤとの戦争の成行きがいかなるものとなろうとも、第二帝政の弔鐘は、すでにパリに鳴り響いたのだ。それ〔第二帝政〕は、狂歌（ママ）（「パロディー」のルビ？）を以て始まったように、狂歌（ママ）（「パロディー」のルビ？「戯画」）を以て終わるのである。しかし、ルイ・ボナパルトをして十八年の間、復辟という獰猛な茶番を演じることを得しめたものは、ヨーロッパの諸政府と支配階級とであるということ、われわれは忘れないようにしよう。」 25P——第二宣言の冒頭で引用

「ドイツ側においては、戦争は防衛戦である。」 25P——26P の註で、マルクスがドイツ人の立場にとらわれていると批判が起きていたことを書いています。「当時の事情からいえば、裏面の情勢は別として、表面的・形式的には、フランスの側の無謀な（文字通りに！）挑戦によるものである。」・・・ロシアが仕掛けたウクライナ侵攻の戦争とその中におけるロシアの「防衛」という虚言。

ブリュンswick労働者大会での決議「われわれはあらゆる戦争に反対する、が、なにかんずく、君主の戦争に反対する。」 27P

ヘムニッツの労働者代表者会議決議「万国の労働者がわれわれの友であり、万国の専制君主がわれわれの敵であるということ、夢々忘れないであろう。」 27P

「この新社会の国際的法則は、平和であるであろう、何となればその国民的支配者はいずれにおいても同一——即ち労働！ であるであろうからだ。その新社会の開拓者（「パイオニア」のルビ）こそ、[わが] 国際労働者協会である。」 29P

一八七〇年九月九日の第二宣言

「七月二十三日のわれわれの第一宣言において、われわれはいった——「第二帝政の弔鐘は、・・・・・・25P の文引用」 30P

「[ところが] 彼らの途上には、面白くない障碍物が横たわっていた——[即ち] ヴィルヘルム王自身の開戦における宣言だ。北ドイツ国会にたいするその勅語において、彼は、戦争はフランス皇帝に対して行うのであって、フランス人民に対して行うのではないということ、厳かに宣言したのであった。・・・・・・さらに、自分はただ「軍事的事件のために」フランス国境を越えるべく「余儀なくされた」ということをつけくわえた。」 31P・・・日本の歴史修正主義者の「強いられた戦争」論や、プーチンロシアのウクライナ戦争における「強いられた」「守るために」という虚言——その内実は「強国ロシア」というウルトラ国家主義の幻想にとらわれたファシズム戦争

「しかし、実をいえば、軍事的考慮を以て、諸国の境界線を決定すべき原則とするということは、全く不条理であり且つ時代錯誤ではないか？・・・・・・もし、境界線が軍事的利害によって決定されるべきであるとするならば、諸々の要求に対する限度というものは [どこにも] 存在しないであろう、何となれば、いかなる軍事線も必然的に欠陥のあるものであり、そして若干の外地をより多く併合することによって改善され得るであろうから。また、そのうえに、この境界線は決して終局的に且つ公正には決定され得ないものである、何となれば、それは征服者によって被征服者におしつけられねばならないものであり、従ってその内部に新しい戦争の種子を包含するものであるからだ。」 35-6P・・・この時代に

においても、今日のウクライナ戦争と同じようなことと論理が。

「専制主義ロシアも、プロシヤ指導下のドイツ帝国によって、自分が危険におとしいれられると考えているに相違ない。そういうのが、古い政治制度の法則である。それ〔この法則〕の範囲内では、一国の利益は、他国の損失である。」 39P

「ドイツ社会民主労働党中央委員会は、九月五日に、一つの宣言を發し、これらの保障を力強く主張した。「われわれは、」——と彼らはいふ——「われわれは、アルザスおよびロレーヌの併合に抗議する。そしてわれわれは、ドイツ労働者階級の名において語りつつあることを意識する。フランスとドイツとの共同利害のために、平和と自由のために、東欧の野蛮に対する西欧の文明のために、ドイツ労働者はアルザスロレーヌの併合をじっと宥恕しないであろう。……われわれは、プロレタリアート共同の国際的利害のために、万国のわが僚友労働者諸君に忠誠を守るであろう！」 41P・・・「東欧の野蛮と西欧の文明」というサイドが「オリエンタリズム」で指摘した差別主義

国際労働者協会総務委員会の宣言（フランスの内乱）

これは漢数字で表された四つの項目から出来ていて、それにフランス語版を出版したシャルル・ロンゲが小見出しを付けています。それも緑で書き添えておきます。

一 国防

「一八七〇年九月四日に、パリの労働者が共和制を宣言し、この共和制が全フランスを通じて一言の異議もなく殆んどたちどころに歓呼された時、ティエールをその政治家とし、トローシュをその将軍とする、獵官的弁護士の徒党は、市庁（「オテル・ド・ヴィル」のルビ）を占拠した。」 47P

二 三月十八日

「武装したパリは、反革命的陰謀の途上に横たわる、唯一の重大な障碍物であった。パリは、従って、〔是非とも〕武装解除されねばならなかった。この点については、ボルドー議会は、誠実そのものであった。よしその田舎地主（「リュラル」のルビ）の咆えたてるような豪語が十分によく聞こえなかったとしても、ティエールがパリを、十二月派（「デンプリスウール」のルビ）ヴィノア、ボナパルト派憲兵ヴァランタンおよび耶蘇会派（「ジェジュイット」のルビ）将軍オーレル・ド・パラディーヌの三頭政治の慈悲深い情けに引き渡したということは、最後の疑問の遁辞さえも吹き飛ばしてしまったことであろう。」 71-2P

「プロシヤ軍のパリ入城の前夜に、中央委員会は、投降者（「カピチュラール」のルビ）どもがプロシヤ軍の占領することになっていた地区内およびその附近に裏切りの放棄し去った加農砲および霰弾砲を、モンマルトル、ベルヴィルおよびラ・ヴィレットに移転する処置をとった。その大砲は、国民軍の醸金によって装備されたものであった。」 72P

「しかもなお、パリがそのなかへ駆りたてられねばならなかった市民戦〔内乱〕を嫌悪して、中央委員会は、〔国民〕議会の挑発や、行政府の篡奪や、パリ内外における軍隊の威嚇的集中などにもかかわらず、依然として単なる防衛的態度を固持することを続けたのであった。」 75P

「三月十八日の光榮ある労働者革命は刃に血ぬらずしてパリの支配権を握った。中央委員会はその臨時政府になった。ヨーロッパは、一時は、国家〔政府〕および戦争に関するその最近の扇情的（「センセーショナル」のルビ）な演技がそれ自身何らかの現実性をもつも

のであるか、あるいはまたそれらが遠く過ぎた過去の夢であるかを、疑うかのようにみえた。」 76P

「中央委員会のこのだらしなさ——武装労働者のこの寛容——を、秩序党は、単なる弱気の徴候に過ぎないと誤解したのである。」 51P・・・捕虜の虐殺への報復をほとんどしなかったこと、しかし左派に「報復」という概念はありえるのでしょうか？ 死刑制度との関連についても考えること。原則と現実の問題についても。

「モンマルトに対するティエールの夜盗的な襲撃によって開始された市民戦〔内乱〕を嫌悪するのあまり、中央委員会は、こんどは、当時完全に無援であったヴェルサイユへ即時に進軍することをせず、こうしてティエールとその田舎地主（「リユラル」のルビ）たちの陰謀の息の根をとめなかったという点において、決定的誤りをおかした。」 83P——註(16)で、この批判は繰り返されているけれど、当時の状況で、進軍し得る力はなかったという内容を書いていて、フランス語版の編集者ロンゲの文を最後に引用しています。「実を言えば、マルクスがインタナショナルの宣言（「アドレス」のルビ）を書いた時、彼は人民の状態が三月十九日にはいかなるものであったかを知ることができなかったのだ。」 84-5P

三 コミュニンの歴史的価値

「しかし、労働者階級は単にでき合いの国家機関を掌握して、それを自分自身の目的のために使用することはできない。」 90P・・・繰り返し引用されてきたマルクスの提言

「常備軍、警察、官僚、僧侶、および裁判官というその遍き諸機関——系統且つ階層制（「ハイヤーキー」のルビ）的な分業の計画に従って作りあげられた諸機関——をもつ中央集権的国家権力は、絶対君主制の時代からはじまるのであり、そして生まれたばかりのブルジョア社会にとっては、封建制度に対するその闘争における強力な武器として役だったものである。しかしながら、その発達は、あらゆる種類の中世的残滓、諸侯の権利、地方的特権、都市ならびにギルドの独占、および地方的律令（「コンステイチューション」のルビ）によって妨げられていた。」 90-1P

「その出生証書としてクー・デタを、その認可〔証〕として普通選挙を、そしてその王笏として剣をもつこの帝政は、労・資の闘争のなかへ直接巻き込まれて龐大な生産者大衆たる農民に依存すると称した。それは、議会政治を破壊することによって、有産階級を救うと称した。それは、労働者階級に対するその経済的優越権を支持することにより、またそれとともに、有産階級に対する政府の露骨なご用振りを破壊することによって、労働者階級を救うと称した。それは、労働者階級に対するその経済的優越権を支持することによって、有産階級を救うと称した。そして、最後に、それは万人のために国威という幻想を復活することによって、あらゆる階級を結合すると称した。実際、それは、ブルジョアジーがすでに国民を支配する能力を失いはしたが労働者階級が未だこの能力を獲得していなかったある時に、可能な唯一の政府形態〔政体〕であったのだ。」 93P——最後の「政府形態〔政体〕」に註「これがマルクシズムにおけるボナパルティズム（bonapartism）の定義である。」 94P・・・この註は？ これはボナパルティズムでなくてファシズムの定義、ボナパルティズムは封建制からブルジョア独裁の移行期に生じること、マルクスの時代にはまだボナパルティズムと区別されるファシズム概念がなかった。

「帝政は、生まれたばかりの中産階級社会が封建制度から自分自身を解放する手段として

作りだしはじめたところのものであり、また、成熟したブルジョア社会がついに資本による労働の奴隷化に転化したところの、国家権力の最も悖德的で最終的な形態である。」 94P

「帝政の正反対物は、コミューンであった。バリ・プロレタリアートによって二月革命がはじめられた時のかの「社会共和国」の叫びは、ただ、ひとり君主制的な階級支配形態のみならずさらに階級支配そのものを廃棄すべき共和国への漠然たる願望を、表現したに過ぎなかった。コミューンは、そういう共和国の実証的な形態であったのだ。」 94P

「コミューンは、市内各区における普通選挙によって選出され、有責であって短期に解任され得る市会議員から形成された。その議員の多数派、勢い、労働者、乃至は労働者階級の公認代表者であった。コミューンは、代議体ではなく、執行権であって同時に立法権を兼ねた、行動体であった。警察は、依然として中央政府の手先き（「エージェント」のルビ）であるかわりに、ただちにその政治的屬性を剥奪され、そして責任をおいつつでも解任され得るコミューンの手先き（「エージェント」のルビ）となった。行政府の他のあらゆる部門の官吏も、そうであった。コミューン議員以下、公務は、労働者賃銀において執行されねばならなかった。国家の高位頭官たちの既得利権と交際費とは、高位頭官たちそのものとともに姿を消した。公職は、中央政府の手先きどもの私有財産たることをやめた。ただに市政ばかりでなく、今日まで国家によって行使されてきた全発意権（「イニシアティヴ」のルビ）が、コミューンの手中におかれた。」 95P

「旧政府の物理力的要素たる常備軍および警察を一度び駆逐してから、コミューンは、財団としての教会全部の解散と寄進財産没収とによって、精神的抑圧力、即ち「坊主権力」を破壊すべく腐心した。僧侶たちは、私生活の隠遁所へ送り返され、そこで彼らの先達たる使徒たちのひそみにならって、信者の施物に寄食するようにされた。教育施設の全部は、人民に無料で公開され、それと同時に、教会および国家の一切の干渉をとり除かれた。かようにして、ただに教育が万人に近づきやすくされたのみならず、さらに科学〔学問〕そのものが、階級的偏見と政府権力とによってそのうえに押し付けられていた桎梏から解放されたのである。」 96P

「国民の統一は破壊されるべきではなく、その反対に、コミューン憲法によって組織化されるべきであり、そして国民そのものから独立し且つ国民そのものに優越するこの統一の具体物であると主張する、あの国家権力——それは、国民そのものからいえば、一個の寄生的無用物に過ぎなかったのだ——の破壊によって、一の現実となるべきものであった。」

97P

「階層制（「ハイヤーキー」のルビ）的叙任を以て普通選挙に換えるということ以上に、コミューンの精神に縁遠いものはありえなかったのである。」 98P

「一般的にいて、全然新規な歴史的創造物にとっては、それがあつた程度の類似点をもっているかも知れないところの、古い——否、既に亡んでさえている社会的形態の写しととり違えられるということが、その〔免れ難い〕運命である。こういうわけで、近代的国家権力を破壊する、この新しいコミューンは、先ず最初にはほかならぬその国家権力に先行しそして後にはその地盤となつたところの、かの中世のコミューン〔地方自治団体〕の再生ととり違えられてきたのであつた。」 99P

「コミューンは、二つの最も大きい支出源泉——即ち常備軍および官僚制度——を破壊す

ることによって、諸ブルジョア革命のあの合言葉である安価政府（「チープ・ガヴァンメント」のルビ）を実現した。それ〔コミューン〕の存在そのものが、少なくともヨーロッパにおいては階級支配の正常的な重荷でありその必要不可欠の外被物である君主制の不存在を前提としていた。それ〔コミューン〕は、共和国に対して、真実に民主主義的な諸制度の基礎を提供した。しかし、安価政府（「チープ・ガヴァンメント」のルビ）も、「真実の共和国」も、それ〔コミューン〕の最終の目的ではなかった。そういうものは、その単なる附随物に過ぎなかったのだ。」 100-1P

「いまでは主として労働を奴隷化しこれを搾取する手段となっているところの生産手段、即ち土地と資本とを、単なる自由で且つ協力的な労働の要具に転化することによって、個人的所有権を一個の真実とすることを欲したのである。しかるに、これは共産主義だ、「不可能な」共産主義だ！　ところで、支配階級のうちでも現制度の維持の不可能性を知覚するに十分なほど聡明な人々は——しかも彼らは多数いるのだ——協同組合的生産のしやばりでかつ饒舌な使徒となったのである。もし協同組合的生産が欺瞞や陥穽であるべきでないとするならば、もし、それが資本主義制度にとって代わるべきであるとするならば、協同組合総合会が共同計画（「プラン」のルビ）に従って全国的生産を調整し、こうして、これを彼ら自身の統制下におき、そして資本主義生産の宿命である不断の無政府状態と周期的な痙攣〔恐慌〕とを終熄させるべきであるとするならば、——諸君よ、それが共産主義以外の——「不可能な」共産主義以外の何ものであったであろうか？」 103P

「労働者階級は、コミューンからの奇蹟を期待しはしなかった。彼らは人民の命令〔布告〕によってはじめられるべき、何らでき合いのユートピアをもたない。彼らは、彼ら自身の解放を完成し、且つそれとともに、現社会がそれ自身の経済力によって嫌応なしに目指しているところの、あのより高度の形態を完成するには、彼らが長い闘争を、——外部情況と人間とを転化する一連の歴史的過程を、経なければならぬであろうということを知っている。彼らは、崩壊しつつある古いブルジョア社会そのものが孕みつつある新社会の諸要素を解放すること以外には、実現すべき何らの理想をもたない。」 103-4P

「パリ・コミューンが革命の支配権をそれ自身の掌中に握った時、平（「ひら」のルビ）労働者がはじめてその「自然的優越者」の統治的特権を敢て犯し、その比類なく困難な情勢のもとに、つつましやかに、良心的に、且つ効果的に自己の仕事を実行した時——しかもそれを、その最高額が、高い科学的権威者の言によれば、首都のある学務委員会の書記に対して必要とされる最低額に相当するものの五分の一にやっとなるかならぬかというような棒給を以て実行した時——旧世界は、市庁（「オテル・ド・ヴィル」のルビ）のうえに翻る、労働者共和国の象徴たる赤旗を見て、悶えたのであった。」 104P

「コミューンは、このように、フランスの社会のあらゆる健全分子の真実の代表者であり、従って、真実に国民的（「ナショナル」のルビ）な政府であったが、それは、同時に、労働者の政府であり、労働の解放の大胆なチャンピオンとして甚だ国際的（「インタナショナル」のルビ）でもあった。二つのフランスの州をドイツに併合したプロシヤ軍隊のを目の前において、コミューンは、全世界の労働人民をフランスに併合したのである。」 110P

「第二帝政は世界的詐欺の祝祭であり、あらゆる国々の詐欺師たちは、その躁宴とフランス人民の掠奪との分け前を得ようとして、その呼びかけに応じて殺倒したのであ

た。」 110P

「そして、コミュンは、自分がまさに創始しつつあることを意識していた歴史の新紀元を明白に画するため、一方では勝利したプロシヤ軍の眼前において、また他方ではボナパルト派将軍の指揮するボナパルト派軍隊の眼前において、軍の栄光のあの巨大な象徴であるヴァンドーム円柱をひき摺りたおしたのであった。」 111P

「コミュンの偉大な社会的方策は、それ自身の行動的存在であった。その特殊の諸方策は、ただ人民による人民の政府という傾向を、表示し得たのみであった。それらは、パン焼職人の夜業の廃止と、種々の口実のもとに、自己の労働者たちに罰金を科すことによって賃銀を減額する雇用主の慣習——[即ち]雇用主が自分自身の身体に立法者、裁判官、および執行者の役割を兼ね具え、そのうえにまだおまけに金銭を騙取する過程——の刑罰による禁止であった。この種類に属するいま一つの方策は、総ての閉鎖職場および工場を、各資本家が逃亡したのと休業したのとを問わず、賠償を条件として、これを労働者団体に引き渡したことであった。」 112P・・・「**解題**」で「コミュンの業績」として指摘されている事

「しかし、実際、コミュンは、古い型のあらゆる政府の不可避的な属性である、かの無謬性を装おうとはしなかった。コミュンは、その言動を公表し、そのあらゆる欠陥を公衆に知らせたのであった。」 115P

「パリはすべて真実であり、ヴェルサイユはすべて虚言（「うそ」のルビ）であった。そして、その虚言は、ティエールの口を通じて吐かれていたのである。」 117-8P

四 弾圧 (La Répression)

「静穏な労働者のコミュン・パリは、「秩序」の猛犬（「ブラッドハウンド」のルビ）どもによって、突然、修羅場に化せられた。しかもこの凄まじい転化は、万国のブルジョアの心に対して、そもそも何ごとを立証したのであるだろうか？ 何と、コミュンが文明に対して陰謀を企てたということだったのだ！ パリ人民は、コミュンのために熱烈に死んでいったのであったがその数は、史上に知られているいかなる闘いにおいても比肩するものがないほどであった。」 133-4P

「労働者のパリは、このコミュンとともに、新社会の光栄ある先駆者として、永久に讃えられるであろう。その殉教者は、労働階級の偉大な胸のうちに祭られているのだ。その絶滅者どもを、歴史はすでに、その僧侶のあらゆる祈りもこれらを救い得ないであろうところの、あの永久の晒し台に釘づけにしてしまったのである。」 144P・・・国際労働者協会総務委員会の文、「フランスの内乱」本文の、最後のフレーズ。

ドイツ版「内乱」第三版にたいするエンゲルスの序文

「この二つの宣言について真実であることは、また「フランスの内乱」についてもそうである。五月二十八日に、最後のコミュン戦士がベルヴィルの坂路で力およばず屈服したが、しかもすでに、それから二日後の三十日には、マルクスは総務委員会のまえに、この労作——すなわちパリ・コミュンの歴史的意義を、簡単な、力強い、しかしこの問題に関するあらゆる多くの文献がまたおよび難しいほど鋭い、そして何よりも真実な筆致を以て開陳されているこの労作を朗読したのである。」 153-4P

「だから、労働者によって戦いとられた各革命ののちには、労働者の敗北を以て終わる、

新しい闘争が起こったのであった。」 154P・・・敗北の積み重ねの中の運動の前進

「ルイ・フィリップが消え去り、選挙法改正も彼とともに消え、その代わりに、共和国が——しかも勝利した労働者たち自身によって「社会」と銘うたれた共和国が成立した。」 155P

「しかもなお一八四八年は、一八七一年における彼らの憤怒に比べれば、一つの児戯に過ぎなかったのだ。」 156P

コミューンの業績 159-162P——「**解題**」で「コミューンの業績」として指摘されている事

「あるいはまた、それは、直接労働者階級の利害に関しそして部分的には旧社会秩序に深くきり込んでいた決定を公布したりした。あらゆるこれらのことは、しかし、一の攻囲された都市では、せいぜいのところ、実現の端緒をもち得たのみであった。そして五月初頭以来というものは、ヴェルサイユ政府のますます増大してゆく軍隊に対する闘争が、あらゆる力を吸いとってしまったのであった。」 162P

「コミューン議員は、多数派——[即ち] 国民軍中央委員会でもまた牛耳っていた、あのブランキストと、少数派——[即ち] 主としてプルドン社会主義学派の門弟からなる、国際労働者協会の会員とに分裂していた。ブランキストは、当時その大多数からいえば、ただ革命的・プロレタリア的本能による社会主義者であった。ただ少数のもののみが、ドイツの科学的社会主義を知っていたあのヴァイヤンのおかげで、ヨリははっきりした原則的理解に到達していたのみであった。そういうわけで、経済的な点で、われわれの今日の観念によればコミューンのせねばならなかった多くのことが等閑視されていたことが、理解される。人々が、フランス銀行の門前で恭しく立ち止まっていた時に示した、あの聖なる尊敬は、全く理解し難いところである。これは、また[同時に] 一の政治的過失でもあった。コミューンの掌中に握られた[フランス] 銀行——これは、一万の人質よりもヨリ多くの価値があったのである。・・・・・・もちろんコミューンの経済的布告については、その名誉ある方面についてもまた不名誉な方面についても、先ず第一にプルドン主義者に責任があることは、なおその政治的行動および怠慢について、ブランキストがそうであるようなものである。」 166P・・・コミューンの構成については、ロンゲのエンゲルス序文への補正も参照

「小農および手工業の親方の社会主義者であるプルドンはあらわな憎悪を以て、組合（「アソツィツィオン」のルビ）を憎悪した。・・・・・・これに反して、競争・分業・私所有権は、経済力である、と。大工業および大企業体、例えば鉄道のような、ただ例外的場合においてのみ——プルドンのいうところによれば——労働者の組合（「アソツィツィオン」のルビ）は妥当なのだ。・・・・・・」 167P

「略言すれば、マルクスが「内乱」のなかで全く正しくいったように、ついには共産主義に、従ってプルドン説の正反対に帰すべき組織であるのである。故に、コミューンは、またプルドン社会主義学派の墓場でもあった。・・・・・・ただ急進ブルジョアジーの間にのみ、プルドン主義者が存在している。」 168P

「ブランキストも、ヨリ多く幸福ではなかった。陰謀の学校で訓育され、自分に適応する厳格な規律によって結合された彼らは、比較的少数の果敢な、よく組織された人間が、与えられた有利な瞬間に、ただに政治権力を把握し得るのみならず、さらにまたそれ[この

権力]を、ヨリ大きな放胆な勢力（「エネルギー」のルビ）の發揮によって、人民大衆を革命にひき摺り込みそして指導的な少数者の周囲に糾合することに成功するまで、保持し得るという見解から出発していたのである。これには、何よりも先ず、新しい革命政府の掌中への、あらゆる権力の最も厳格な、独裁的な集中が必要であった。」 169P

「コミューンは、そもそもはじめから、次のことを——即ち、労働者階級は、一度び権力を獲得するや、旧い国家機関で以て間に合わせてゆき得ないということ。この労働者階級は、たったいまはじめて獲得したそれ自らの権力をまたもや失くさないためには、一方においては、従来彼ら自身に対して利用せられてきたあらゆる旧い抑圧機構を除去し、他方においては、しかし、それ自らの代議員および官吏たちに、彼らがいかなる例外もなしにいつでも解任し得るものであることを宣言することによって、彼らに対して自らを確保しなければならぬということ、承認しなければならなかったのだ。従来の特質は、そもそも何処にあるのであろうか？ 社会は、その共同利害の管理のために、はじめは単なる分業によって、自らの機関を創ったのであった。しかるにこれらの機関は——その頂上は国家権力なのだが——それ自身の特殊利害に奉仕するために、時とともに、社会の下僕から社会に君臨する主人に転化してしまったのである。」 170P

「まさにアメリカにおいてこそ、われわれは、はじめは社会の単なる道具と定められていた国家権力の社会に対する独立化がいかに行われるかを、最もよくみ得るのである。」 171P

「この、従来のあるあらゆる国家において不可避的であった社会の下僕から主人への、国家および国家機関の転化に対して、コミューンは、二つの誤りのない手段をさし向けた。第一に、それは行政上・司法上・教育上のあらゆる地位を、関係者の一般的投票による——しかも同じ関係者の随時的召還権に基く選挙によって、任命した。そして第二に、それは、その高いと低いとを問わず、あらゆる勤務に対して、ただ他の労働者が受けとる賃銀のみを支払ったのである。」 171-2P

「哲学的観念によれば、国家は「理念（「イデー」のルビ）の実現」か、乃至は哲学的なものに翻訳された地上における神の王国、永遠の真理および正義がそのうえに実現されている乃至は実現されるべき領域かである。そして、これから、国家と、国家に関連するあらゆるものとの迷信的崇拝が生まれる、・・・・・・[それだけで]すでに一の全く激烈・大胆な進歩をしたと思ひ込む。実際はしかし、国家というものは一階級による他階級の抑圧機関以外の何ものでもない、しかも[このことは]民主的共和制においてもなお君主制におけると違わないのである。そして[それは]最もよくいっても一の災禍であって、この災禍たるや、階級支配に対する闘争において勝利を得たプロレタリアートにのこされるであろう、そしてその最悪の方面をこのプロレタリアートは、コミューンと同じように、できる限り早く切りとらざるを得ないであろう、そしてついには一の新しい、自由な社会状態において成長した世代（「ジェネレーション」のルビ）が一切の国家の残滓を自分のもとから駆逐し得るに至るであろう。」 172-3P

「ドイツの俗物は、近頃またまたプロレタリアートの独裁という言葉についてためになる恐怖のうちにある。さて、諸君よ、諸君がこの独裁がいかなるものであるかを知りたいのであるか？ パリ・コミューンをみよ。それこそは、プロレタリアートの独裁だったのだ。」 173P・・・引用される有名なフレーズ

エンゲルスの序文の若干の点について シャルル・ロンゲ

ドイツ訳はほぼエンゲルスの作業、コミューンの構成について、銀行を押さえなかったことなどの分析など、「エンゲルスの序文」に補正的な意見を書いています。

さて、ここまでが、マルクスのいわゆる本文的なこと、「附録」は、この本の目次に載っていない細目の項目を抜き書きすることによって、「目次」的なことを形成し、抜き書きや内容的な詳しいコメントは省きます。

パリ・コミューン資料文書集 アメデ・デュノア編ならびに註

プロローグ

陰謀の朝

第一篇 コミューンの意義

- 一 三月十八日の勝利
 - 1 人民へ／2 パリ国民軍兵士へ
 - 二 中央委員委よりその中傷者へ
 - 三 コミューン選挙の前
 - 四 コミューンの成立
 - 五 コミューンにとっては外国人はいない
 - 六 コミューンと所有権
 - 1 家賃に対する布告／2 支払猶予に関する「法律」／3 放棄工場の徴発／
 - 4 公設質屋に関する布告
 - 七 コミューンと労働者
 - 1 夜業と職業紹介所／2 賃銀の擁護／3 罰金の禁止
 - 八 コミューンと教育
 - 九 コミューンとその官吏
 - 1 搾取者の冗食はたくさんだ／2 盗賊を殺せ／3 兼職反対
 - 一〇 コミューンと宗教
 - 一一 コミューンと軍国主義
 - 1 徴兵の廃止／2 ヴァンドーム円柱の破壊
 - 一二 コミューンと婦人
 - 1 婦人に対するアピール／2 抗議
 - 一三 コミューンと農民
 - 1 農村労働者へ
 - 一四 コミューンの人道主義
 - 1 ギロチンを焼け！／2 「あらゆる貧乏人のためにパンを……」
 - 一五 コミューンの綱領
フランス人民に対する宣言
 - 一六 少数派の宣言
- ### 第二篇 市民戦
- 一七 ヴェルサイユ軍の攻撃

パリ国民軍へ

一八 人質

1 宣言／2 布告

一九 ヴェルサイユ軍の残虐

二〇 ティエールの提訴

二一 「それは偉大な闘争である……」

二二 ブルジョアジーの武装解除

二三 コミューンとその防衛者

1 負傷者のために／2 寡婦および遺児のために

二四 大都市に対するアピール

二五 パリの侵入

1 市街戦／2 武器をとれ！／3 全員バリケードへ！

二六 ヴェルサイユの兵士たちへ

1 コミューンのアピール／2 公安委員会のアピール／3 中央委員会のアピール

エピローグ

1 パリの敗北／2 勝者に呪いあれ

パリ・コムニオン資料文書集補遺 訳者編

パリ・コムニオンに関するカール・マルクスの演説

フリードリッヒ・エンゲルスからその母エンゲルス夫人へ

パリ・コムニオン第十五周年記念日（一八八六年三月十八日）におけるエンゲルスの演説

F・エンゲルス——パリ・コムニオン第二十一周年記念日のためのアピール草案の未発表断片

「**解題**」に関してはよくまとまった著書の評論になっています。そこでの対話も面白いのですが、マルクスの古典再学習というところでは外れてしまいます。かなり古い訳書で、いくつかの異論もありますが、それへの抜き書きしたコメントは、また別の機会にしたいと思います。

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 064

・NHK「忘れられゆく戦場～ミャンマー泥沼の内戦～」2022.4.17 21:00

プーチン・ロシアのウクライナ侵攻の中で、難民の受け入れや、経済制裁に世界が動いている状況があります。一方で、ミャンマーの軍事政権の民衆への弾圧に対して、デモに銃をもって抑え込むところまで来ていて、ミャンマーの民衆の中から、少数民族の運動とつながり、内戦的情况になっていることをとりあげた番組です。平和的なデモをやっていたひとが、仲間が銃弾で倒れ、暴行をされるということの中で、医療的などころでですが、軍事的な展開のなかに身を投じたという話が出ていました。

日本は、歴史的に難民問題への取り組みが「人権後進国」と批判されるように、そして

入管施設での虐待という、排外主義的差別主義的な対応が問題になっています。明治維新以来の脱亜欧入的なことがまだあるようで、「大東亜共栄圏」という名における、実はアジアの国々への侵略と支配という差別主義的などころの総括がなされないままに、差別主義的な・排外主義的などころでしかない、利用することは利用するという労働力としての受け入れという、差別主義的な技能研修員制度ということをつくりあげ、世界的に「奴隷的労働」と批判されている状況もあります。

そのような中でも、ミャンマー問題で、軍事クーデター以降も、ミャンマー軍の教育を日本で受けいれているという話もあります。経済制裁の議論もあるのですが、ちゃんとやっかず、結局、軍事政権を容認しているとしか、言い様のない状況です。

わたしは反暴力主義という地平を突き出しているのですが、それは民主主義的などころで成り立つことで、それが否定されたらどうなるのか、という問題が、ミャンマーの問題で浮き上がってきます。今、マルクス・レーニン主義批判ということで、マルクスの再学習をしているのですが、『哲学の貧困』の最後の、ジョルジュ・サンドの文「戦いか然らずんば死。血みどろの闘争か然らずんば無。かくの如くに、問題は敵として課せられている。ジョルジュ・サンド」に思いを寄せます。反暴力主義は暴力支配のなかで、原理・原則としての非暴力主義ではなくなるのです。

たわしの映像鑑賞メモ 065

・ TBS 「報道特集——検証…戦争プロパガンダのウソ、インクルーシブ教育は今」
2022.4.23 17:30～18:50

この「報道特集」は、わたしが一番注目している番組です。たいてい、二つの特集を組んでいます。この日は二つとも印象的な番組でした。

「検証…戦争プロパガンダのウソ」

プーチン・ロシアのウクライナ侵攻のなかで、プーチン・ロシアのプロパガンダを担っているひとたちは、「欧米がロシアを批判しているのは、フェイクだ」という主張を繰り返しています。わたしたちは、トランプ・前アメリカ大統領の「フェイク」発言を繰り返し見てきて、まさにそれがファシズム的手法だと押さえてきました。

今回のこの特集は、以前この「報道特集」で、駐日ロシア大使を金平キャスターがインタビューしたのですが、そのときに、話していたロシア大使の「フェイク」だという話が、フェイクだったことを明らかにしています。ロシア軍が占領したときの遺体は、ウクライナ側がロシア軍が撤退した後にウクライナ側が置いたのだという主張、そもそも映像が通りが違う画像を出している、という話や、住民の証言を出して、反論していました。

そもそも、TBSの系列の「報道 1930」で、この駐日ロシア大使は、ロシア軍のウクライナ近郊でのロシアの（ベルラーシ軍との合同）軍事演習を世界のメディアがウクライナ侵攻の前兆だと報道しているのに対し、「フェイクだ」と主張していたのです。まさに、「うそつきはファシストのはじまり」なのです。そして、この軍事侵攻は、まさにプーチン・ロシアのファシズム戦争なのです。

「インクルーシブ教育は今」

もうひとつの特集は、わたしが長年関心を持ち続けている問題——「障害児教育」で、

前の週に予告されていたので、期待して観ました。政府は、世界的なインクルーシブ教育の主張と真逆な、インクルーシブ教育の概念を出しています。そもそもインクルーシブ教育は分けることは差別だという主張でなされていることがあります。それはアメリカの公民権運動での、「セパレート・バット・イコール」ということの否定があります。その流れの中で、インクルーシブ教育が突き出されたのです。それを、日本政府は特別支援学校で専門的な支援を得ることもインクルーシブだ、という、そもそもインクルーシブ教育の意味を押さええない非論理で、分離教育を維持・推進してきたのです。そういう中で、マスコミも政府の意向に付度して、政府の主張を垂れ流すか、もしくは両論併記というところで曖昧化していたのですが、この特集では、インクルーシブ教育を世界的な流れの主張としてはっきり突き出しています。それを、実際的に、インクルーシブした生徒たちの実例を出して、とりあげていました。「発達・知的障害児」と規定されている生徒が、仲間から「アイドル」とか言われ、まさに生き生きと学び、そして、そのクラスメイトがむしろ彼がいることで、クラスの親密な仲間作りが進んで行くというような話も出ています。有名な豊中市の長年の教育取り組みも出ていました。わたしは、今、いじめや学級崩壊が起きている学校教育を救うのは、「障害児」の存在ではないかとさえ、この番組を観ていて思ったのです。

勿論、いろんな反論もでてくるとは思います。また、現実には矛盾が深刻化している現状で、「障害児」がまさにいじめの対象になっている現実もあると思います。

そういうこととして、わたしは、この文を載せている号の巻頭言に「そもそも 学校（—公教育）とは何だろ？」を書きました。参照ください。

たわしの映像鑑賞メモ 066

・日本テレビ・ドキュメント'22「学校ってなんだろう？——私の居場所検証——」2022.5.2
00:55～01:25

これは「不登校」と言われている子どもたちと親やフリースクール的なことの取り組みを取り上げた番組です。

この読書メモを載せている号の巻頭言で「そもそも 学校（—公教育）とは何だろ？」を書いていました。丁度そのときに、この番組が放映されたのです。巻頭言で、公教育批判をしつつ、それでも公教育に意義があるというようなことを書きつつ、でも、公教育に生きづらさを、居場所がないと感じているこどもがいるという思いをもっていました。たぶん、政府サイドでは、これらのことを障害の医学モデル的なところで（この番組ではそのような突き出しはしていません）、障害規定していく傾向があるのですが、「社会モデル」やわたしが突き出している関係モデルでは、この番組の中でも突き出されている、学校こそが問題なのだという論理になっていくのだと言えます。

この番組では、「なぜ不登校になるのか？ 不登校問題が、往々にして学校に行かずことを前提にしている」という批判の観点を出しています。不登校ということ子ども問題ではなく、むしろ学校の問題だという基調がでてきます。たとえば、いじめとかいうことは少なくとも表面に出ていないとして、それが何なのかをということ、
「もやっとした」という子ども自身の言葉で表しています。それは、大人になって振り返って、何だったの

かが明らかになる可能性もあるし、語れない何かがあるのかも知れないのですが、わたしは、学校教育における差別選別教育とか、競争原理に支配される空間だとか、そんな可能性を考えていました。

わたしは、「不登校」の子どもたちや親の体験が、むしろこの矛盾に充ちた社会を変えていく可能性があるのでは思ったりしています。この話は、この映像鑑賞メモの前のメモ、そして、巻頭言に返っての論考になります。

インターネットへの投稿から

2022.4.30 ロシア駐日大使のフェイク発言 (F B 金平茂紀・論座コラム添付投稿シェア添え文)

このロシア大使は、ウクライナ侵攻前に、TBSBS「報道 1930」でロシアの軍事演習は「侵攻のまえぶれ」とする報道をフェイクだと言っていました。侵攻で、その発言自体がフェイクになりました。その後も、フェイクという言葉を連発しているのですが、その発言自体がフェイクであることを、金平さんがキャスターを担っている「報道特集」でも、明らかにしてきました。トランプ前大統領のフェイクというプロパガンダはまさに「嘘つきはファシズムのはじまり」ということを明らかにしてきました。このひともプーチン・ファシズム戦争の一翼を担っているのです。

<https://webronza.asahi.com/.../articles/2022042900007.html>

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 119 号」アップ(22/5/18)

◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページ不備・校正があり、かなり大幅な更新をしました。今号の最後に掲載している、「Ⅲ.「会」の当面の研究・執筆課題 (2022.5 全面改定)」を新たに書いています。ホームページ校正したところは、ホームページを見てください。訂正箇所はしばらく赤字にしています。

◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」も DVD などの他のメディアでの郵送などで対処したいと思っています。横書き版は最後、の連絡先から連絡をお願いします。

◆「反差別資料室 C」で、また見れない文書が出ています。とりあえず、タイトルの最後に「反障害通信」の掲載号数を書いていますので、メインホームページの「会報」の当該通信号から見てください。

◆「反差別資料室 C」の「文献室」を、新しい本の購入や読書に合わせて、一年ぶりにリアップしました。

「反差別原論」への断章(48)として・・・ホームページの全面的改定作業の中で

Ⅲ.「会」の当面の研究・執筆課題 (2022.5 全面改定)

今回の 2022 年 5 月改定以前のこのページでは、かなり細かい課題を列記していました。

今回、大きな課題をアウトラインとして示すに留めます。

A.「障害関係論原論」の執筆とそのための学習

三村洋明『反障害原論——障害問題のパラダイム転換のために——』世界書院 2010 を出

して以降、『反障害原論』への補説的断章」として「反障害通信」で論攷を積み重ねてきました。実は、この本のタイトル(「反障害」)においても、「障害の社会モデル」を前面に押し出していました。それは、基より過渡の理論に過ぎない、ヘーゲル弁証法概念を援用すればアンチテーゼ(反措定)に過ぎないという自覚はありました。そのことは、「社会モデル」は「社会」を実体化していると批判していたことでもあります。本の中でも、そのことを止揚する「障害関係論」として既に突き出していたことです。『反障害原論』への補説的断章」を書きながら、それを改めてまとめ直し、「障害関係論原論」としてきちんと展開しようという思いが膨らんでいます。実は、これを展開するには、哲学的認識論的深化が必要になるという思いがあり、そういうこともあって、「障害の社会モデル」という比較的分かりやすいことを過渡的に援用しようとしたのです。わたしにとって、「障害関係論」を突き出すには、わたしが認識論的に多大な影響を受けた廣松渉さんの「関係性の一次性論」ということからの「障害の関係論」の展開を構想していました。これは、「D.「廣松ノート」の作成と対話の深化」の作業と相作的です。同時にいろんな分野の基礎学習も必要になり、わたしにとって身に余る課題になっています。ですが、誰もそのようなことに取り組んでいません。だから「D.」の作業をしつつ、「断章」を整理しつつ、深化させる作業の構想を練っていきます。この執筆が、わたしのオリジナリティで、何とか「原論」まで至らないでも、「概論」なり「序説」なり、最低「草稿」としてまとめ、後の世代への提起にしたいと思っています。勿論、わたしの模索が後の世代には届かず、消えてしまう可能性の方が強いのかも知れませんが、それでも、「やれることを、やるべきことをやる」としての作業です。

B. 「反差別原論序説」の執筆とそのための学習

これは、以前書いた「反差別論序説草稿」<http://www.taica.info/adsis-3.pdf>を深化させる作業です。これも「反差別通信」やホームページで「反差別原論」への断章」という形で論攷を進めてきました。で、「反差別論序説草稿」の深化的改定作業として、まとめる作業を「反差別原論」として(更には「反差別概論」なり「反差別総論」という展開になっていきます)なしたいと思っています。ですが、これは実は歴大な作業になり、協同作業が必要になります。その協同作業を提起してきたのですが、破綻してきました。勿論、求め続けるのですが、それでも独りでも「やるべきこと、やれることはやる」ということで、とりあえず、「反差別原論序説」という形でまとめたいと思っています。

C. 「社会変革への途」の再開(校正しつつの再執筆)

これは、「反障害通信」81号から掲載を始めていたのですが、勉強不足を感じ中断していました。十分に学習をなしえたわけではありませんが、これ以上遅らせたくないとの思いで、とりあえず再開します。

わたしの理論はあくまで運動のための理論です。わたしには、「障害者」の立場でも、その他様々な社会に矛盾を感じそれを何とかしたいという思いから運動に参画してきました。そして、障害問題や差別の問題のとらえ返しの中で、差別ということが如何にこの資本社会の基底にあるかをとらえ返してきました。だから、資本主義社会の止揚を宣揚してきました。しかし、そのような運動が、かつての社会変革運動の核心にあったマルクス派の運動が崩壊的情况です。勿論、マルクスにこだわることはありません。ですが、他にそのよ

うな途の可能性がわたしは見出し得ません。だから、まさに真っ正面からマルクス派の運動の総括、それは「マルクスレーニン主義」と言われてきた運動の総括になるのですが、その作業が必要になっています。これは「B.」とリンクしていて、反差別論からマルクスの理論をとらえ返すという作業になるのだと押さえています。「反差別共産主義論」としての展開です。

具体的には、「B.」の中に「C.」を含めるのか、逆に「C.」の中に「B.」を含めるのかという問題があり、まだ結論のようなことが出ていません。とりあえず、「社会変革への途」の再開をなしつつ、どうするのかを考えていきます。

D. 「廣松ノート」の作成と対話の深化

さて、最後の難題は、廣松理論のとらえ返しと、そのわずかなりとも継承の作業です。廣松さんは、マルクスを発展的に継承しようとしたひとです。日本語のマイナー性の壁ということがありますが、わたしにとって埋もれさせてはいけない、世界的にも発展継承させていくべき、活かしたい理論です。そして、その物象化論はわたしの反差別論の鍵になる概念なのです。これまで問題を掘り下げてとらえ返すときに援用してきた廣松理論、とりわけ廣松物象化論を押さえる作業をしないと、そもそも「援用」が反対に混乱をもたらすだけになります。廣松さんに直接いろんな提起を受けた「廣松シェーレ」と言われているひとたちもいますし、基礎学習が貧困なわたしには文字通り「身に余る」作業です。しかし反差別というところからの対話しようとしているひとをわたしは知りません。「やれることをやるべきことをやる」というところで、敢えてこのことに踏み込みます。これが、他の課題への相作的な作業にもなります。

この作業も膨大な作業になるのですが、途中で終わらざるを得ないということ必然ですので、骨格になる著作を押さえつつ、そこから、各論的に広げていく作業として取り組もうと考えています。

(編集後記)

◆今回も、少なめにしました。この位の分量で続けようと思っています。ただ、「読書メモ」との関係、それから新たな連載の予定がありますので、調整がうまく出来るか、臨機応変にやるしかありません。

◆巻頭言は、「そもそも」シリーズで、「学校」をとりあげました。「映像鑑賞メモ」ともリンクしています。以前運動で知り合った、「障害児教育」に関する取り組みをしているひとと、往復書簡でいろんな議論をしたことがありました。そこでいろいろ教えられ、学んだことを、「学校——公教育」論として取り上げてみました。

◆「読書メモ」は、マルクスの歴史三部作最後、『フランスの内乱』です。これは、マルクスの運動からとらえ返した共産主義論という内容を持っています。これについて、後にまとめます。

◆「映像鑑賞メモ」は、ロシアのウクライナ侵攻で影に隠れた感のあるミャンマー問題、ロシアのウクライナ侵攻に関するウソの話。そして、巻頭言とリンクする「インクルーシヴ教育」の話です。

◆「映像鑑賞メモ」で、もうひとつ取り上げようとしていて、取りやめたことがありました。2022.5.10 BSフジ「プライムニュース」で、武藤正敏元駐韓特命全権大使が、「いつまで謝ればいいんだ」ということを言いつつ「謝罪は受ける側が受ける意思がなければ成り立たない」という発言をしていました。完全に取り違えをしているのです。そもそもの始まりは「謝罪は謝罪する側がちゃんと謝罪する意思がなければ成り立たない」のです。これがすべての始まりで帰結なのです。元外交官しかも当事者性の外交官が嫌韓のようなことを担っているそんな日本の政治に絶望感のようなことを感じるのはわたしだけでしょいか？ 余りにもひどい話に、映像鑑賞メモにアップするのをためらってしまいました。交通事故・飛行機事故・列車の事故・船舶の転覆事故・公害事件などで謝罪ということを見てきました。もし加害企業のひとが、「いつまで謝ればいいんだ」とか「謝罪は受ける側が受ける意思がなければ成り立たない」とか言ったらどうなるのでしょうか？

この話は、巻頭言にもリンクします。わたしは相手の立場に立って考えるということの人間関係の欠落をとらえると、一体このようなひとたちはどう義務教育を経過したのだろうと考えざるをえないのです。

◆「インターネットへの投稿から」は、「映像鑑賞メモ」でとりあげたウソの話を、SNSにアップしたものです。

◆ウクライナ政府関連で、ヒットラーとムッソリーニと昭和天皇の三点セットの写真を、「ファシズムとナチズム」という表題で載せたということで、日本政府が、「不適切」ということで抗議した」ということがニュースになっていました。「不適切」と言うことの中身についてはコメントしない」としたということもニュースになっていました。当たり前なのです。なぜ、民主主義を標榜する国で天皇制があるかという説明ができはしないのですから、天皇制に関するコメントなどできないのです。

さて、その3人、ヒットラーは自死し、ドイツではネオナチが登場することを規制することを法律化しました。ムッソリーニは（そのことの是非はさておき）イタリアの民衆の手で処刑され、吊されました。日本では、日本型ファシズムの少なく見積もっても象徴であった天皇は戦争責任から免れ、退位さえしませんでした。そして、戦争遂行体制に精神的な支柱のひとつになった靖国神社はまだ存続して、政府与党の国会議員が集団参拝している現実があります。過去の植民地支配と戦争の反省ということでいえば、これは反省をリセットする行為だとしか言い様がありません。しかも、政府関係者・与党議員から過去の植民地支配と戦争を正当化する発言があり、そもそも人間関係を何にも分かっていない「いつまで謝ればいいのだ」という、これも謝罪をリセットする発言が政府与党からでいます。当然そういう発言をするひとは、政府与党から除名することのはずです。もっとも、今の自民党では、そのような気配は全く見られません。

結局日本は、日本型ファシズムとか天皇制ファシズムということの反省を、公的になしえぬままなのです。

◆最後の文は、ホームページの改定作業の中で、これからの課題としてまとめたものです。案内の文にも書いたように、かなり大幅な更新をしています。赤字で、「通信」の常備掲載文で変更箇所も示しています。参照してください。

◆「コロナウイルス感染症対策」、感染者数も死者も減っていないのに結局、やっているふ

りの「事なかれ政治」の典型的パターンに陥っています。

◆読書メモは、マルクスの『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』と『哲学の貧困』です。映像鑑賞メモは、「マルクス・エンゲルス」「ローザ・ルクセンブルク」「ミス・マルクス」。今、マルクスの再学習を本格的にやっているのではなく、課題的に必要になっているところをピックアップして読んでいて、映像もたまたま目にとまったので見たのです。読書メモは「廣松ノート」に取りかかりたいのですが、その前に、原発関係と気になっている本・雑誌を取り上げます。

◆ぼつぼつ、「社会変革への途」を校正しつつ、再開する予定です。その他、宿題にしていることも取りかかりたいと、少しあせっています。「ぼちぼち」やっていきます。

反障害—反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>